

「第二次北九州市健康づくり推進プラン」の延長について

健康増進法に基づく市町村健康増進計画として策定している現行の「第二次北九州市健康づくり推進プラン（平成30年度～令和4年度）」の計画期間を国プラン「健康日本21（第二次）」の延長に伴い、1年間延長するもの。

1 延長の理由

本市健康づくり推進プランは、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」いわゆる「健康日本21（第二次）（平成25～令和4年度）」を勘案し、策定されているが、国は、自治体と保険者による一体的な健康づくり政策を実施するため、医療費適正化計画等の期間と「健康日本21（第二次）」に続く次期プランの期間とを一致させること等を目的とし、「健康日本21（第二次）」の期間を1年間延長することとした。

国は、令和5年春頃を目途に次期プランを公表、令和6年度からの開始を予定しており、令和5年度中の次期健康増進計画の策定を自治体に求めているため、本市健康づくり推進プランを1年間延長し、次期プランを令和5年度中に策定するもの。

2 延長に伴う対応について

延長による取組みの停滞を招かないよう、現行の本市健康づくり推進プランの評価を当初予定通り令和4年度に行い、令和5年度における取組みの見直し及び次期健康づくり推進プラン策定の検討につなげる。

3 今後のスケジュール（案）

時 期	内 容
令和4年度前半	健康づくり・食育に関する実態調査
令和4年度後半	第二次北九州市健康づくり推進プランの評価
令和5年春頃	国の「健康日本21（第二次）」に続く次期プランの公表
令和5年度中	次期北九州市健康づくり推進プランの策定
令和6年度～	国・北九州市の次期健康づくり推進プランの開始